

養育費未払8割の異常

子育ての責任果たす制度に

藤原弁護士に聞く



も、約束通りに支払われないことも少なくありません。一方、同居親はDVなどがあつた場合、報復を恐れて未払いの請求をためらうことも否めません。養育費について家事事件を多く扱う藤原弘弁護士に聞きました。

◇ 養育費とはどのような性質のものですか。

藤原 未成年の子が経済的に自立するまでの生活費です。親であるならば当然発生するもので、親権者じゃないからとか、同居していないから支払わなくて良いというものではありません。子どもの育ちにかかわる費用を双方で分担するといふものです。

— 支払い率が2割という現状は驚きです。

藤原 別居しているのは圧倒的に父親が多く8割を占めていることを前

提の話になります。

別居している方が母親の場合、経済的に困窮しているで支払いえないということはあるかと思ひます。

ただ、困窮していない男性には「お金を取られる」という感覚の人も見受けられます。子どもの育ちを保障する費用と理解されています。中には「仕事をやらなければ支払わなくてもよい」と仕事を減らす場合も見受けられます。子どもの育ちに夫婦間の葛藤を持ち込むべきではないでしょう。

また「子どもに自由に面会させてくれないから払わない」という人もいますが、そもそも養育費は面会の対価ではありません。この主張は誤りです。

— 未払いに対して無力なのでしょうか。

藤原 払わない相手に対し給与などを差し押さえる「強制執行」ができるという人もいますが、退職されれば履行できず「逃げ得」という現象も多発しています。借金は借りた返すのが当たり前でも、子どもの育ちに必要なお金は出さないと

いうのは非常識です。政府は国連から勧告も受けていますがノータツチでした。ようやく内閣府が重い腰を上げて「養育費の支払い率を上げる」と言及しましたが、実効的な施策は何もなくビジョンが見えません。

米国のようにパスポートが取得できないなどペナルティの導入の検討もないうです。

父親側が調停で家計簿を出して生活が苦しいと主張することもありません。「交際費を少し減らして養育費に回して欲しい」と言っても拒否されます。養育費は親として発生する義務だということ周知され、モラルが向上することも不可欠です。

日本では法の立て付けで養育費は双方の話し合ひとなつていますが、ジエnderギャップがこれ

だけあると当事者間で対等に話し合うことすら困難です。また同居親が女性の場合でモラルハラスメントをふくめたDVがある場合、「早く別れたい」がために安い金額で納得せざるを得ないという実態もあります。

— 社会が「子育ての責任を母親だけに求める」傾向も影響しているのでしょうか。

藤原 繰り返しますが、子の養育は両親の責任です。日本は子どもの権利条約を批准していますから、子どもの権利を中心に理解し考えなくて

はいけません。未払いは子育ての放棄で、それを社会が許してはいけません。

それと「払わない無責任な人を選んだのが悪い」などという自己責任論を許してはいけません。家裁の算定表の養育費は、むしろ子育て費用の実態と比較すると安いからです。同居親は生活費が足りなければ、仕事を掛け持ちするなどをして穴埋めしています。子どもを産み育てることの大変さと、実態への正しい理解とモラルの向上が必要不可欠です。

離婚後に別居した実子に支払う養育費の支払い率（離婚後5年以内）は日本では2割ほどとなっています。諸外国と比較して著しく低い支払い率は「子どもの貧困」の要因のひとつであるともいわれています。裁判所や公証人役場で養育費の取り決めがあつたとして